《記載上の注意》

相続人代表者指定(変更)届

記入日 年 月 日

つくば市長 宛て

相続人 住所

※家庭裁判所で相続放棄の申述をし、 受理された方は、相続の放棄が成立 しているため相続人ではありません。 法定相続人のうちのどなたかに届出人となっていただきます。

不明な点があった場合に御連絡いたしますので、 電話番号も必ず御記入ください。

被相続人に係る徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者として、下記のとおり指定(変更)しましたので、地方税法第9条の2第1項及び地方税法施行令第2条第6項の規定により届け出ます。

相続人代表者 (白累)

相続人代表者は、民法上の法定相続人のみがなることができます。

法定相続人は、配偶者 及び

第一順位:子(直系卑属/子が死亡していれば子の子)

第二順位:親(直系尊属/第一順位者がいない場合)

第三順位:兄弟姉妹(第一順位者も第二順位者もいない場合)

「生年月日」は本人特定のため、「続柄」は相続人かの判断のため必要です。

被相続人

亡くなった方のお名前等を御記入ください。 印字されたものに誤りがある場合は朱書きで訂正してください。

住所

氏名

続材

相続分

相続人(自署)

相続人代表者を含むすべての法定相続人の<u>住所・氏名・被相続人</u> <u>との続柄</u>(夫・妻・長男・長女・養子 等)<u>を自筆で記入してください。</u> また、相続分については、民法上の法定相続分を記載していただき ますが、不明な場合は無記入でかまいません。

摘要

※次年度の賦課基準日(1月1日)までに、法務局において相続登記が完了しない場合又は市役所へ未登記家屋所有者変更届の提出がない場合には、相続 人全員の方が連帯納税義務者となり、相続人代表者として指定した人へ連帯納税義務者代表として納税通知を送付します。